

宮崎県警察被害者連絡実施要領の制定について（例規通達）

平成29年7月21日

例規第43号

この例規通達は、身体犯、重大な交通事故事件又は警察本部長若しくは警察署長が必要と認める事件の被害者又はその遺族に対する捜査状況等についての連絡の確実な実施を期するために連絡内容、連絡に係る体制等について定めたものである。